

目 次

| 公 告                                          | ページ |
|----------------------------------------------|-----|
| 新潟県市町村総合事務組合管理者の退任について .....                 | 2   |
| 新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者の就任について .....            | 3   |
| 公平委員会規則                                      |     |
| 2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... | 4   |

**新潟県市町村総合事務組合管理者の退任について（公告）**

新潟県市町村総合事務組合管理者の退任があったので、次のとおり公告する。

令和7年4月21日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者  
副管理者 品 田 宏 夫

管理者

退 任 二 階 堂 馨（新発田市長） 令和7年4月18日

**新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者の就任について（公告）**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 19 日から副管理者 品田宏夫が管理者の職務を代理する。

令和 7 年 4 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者  
副管理者 品 田 宏 夫

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 7 年 4 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝 見 洋 人

## 新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                       |     | 改正前                       |           |
|---------------------------|-----|---------------------------|-----------|
| 別表第 1（第 2 条関係）<br>8 五 泉 市 |     | 別表第 1（第 2 条関係）<br>8 五 泉 市 |           |
| 機 関                       | 職   | 機 関                       | 職         |
| (略)                       |     | (略)                       |           |
| 保 育 所                     | (略) | 保 育 所                     | (略)       |
| 認定こども園                    | (略) | <u>幼 稚 園</u>              | <u>園長</u> |
| (略)                       |     | 認定こども園                    | (略)       |
|                           |     | (略)                       |           |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。